

社会福祉法人福岡いのちの電話 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福岡いのちの電話の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務の対価として受け取る財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

(出張旅費)

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、次により旅費等を支給することができる。

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給することができる。
- 3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

附 則

この規程は、平成29年5月31日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 等 (日額)	円	円	
常 務 理 事 業 務 報 酬 等 (月額)	円	円	職員との兼務 がない場合
理 事 及 び 評 議 員 業 務 報 酬 等 (日額)	円	円	
監 事 監 査 指 導 報 酬 等 (日額)	円	円	